

新型コロナウイルス関連情報（5月19日）

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎昨18日付の領事メールでもお伝えしましたが、以下のとおり5月22日（金）から領事窓口時間を延長するとともに予約制を導入いたしますので、ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30～13:00

（査証（ビザ）申請受付：12:00～13:00）

*5月20日（水）はこれまで通り、10:30～13:00までで、予約は不要です。

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約を御願います。なお、電子メール等による予約は受付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-05-18.html>

◎5月25日（月）はメモリアル・デーのため休館となりますのでご注意ください。

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎ (NY州) クオモ知事のメッセージ (5月19日)

- 昨5月18日の総入院者数は5818人と3日連続6000人を下回り (36日連続減少), 一日の入院者数 (直近3日間平均) も335人と3日連続400人を下回った。また, 同日の死者数は105人と8日連続200人を下回った。
- 再開について、現時点で再開している6地域に加え、キャピタルリージョンは7つの基準中6つを満たしており、残る1つの基準 (追跡要員の確保) についても既に430人の追跡要員を確保しているので (必要追跡要員は383人)、明5月20日に再開することが可能となった。これで州内7地域が再開することになる。
- ロングアイランドでは、数週間前には一日平均100人が亡くなっていたが、過去3日間の死者の平均は13人と大きく改善されている。
- NY病院協会 (GNVHA) と NY州ヘルスケア協会 (HANYS) は、州内16の病院 (注) において入院者の家族・恋人による面会機会を増やすため、2週間のパイロット・プログラムを実施する。プログラム期間中、面会者は症状の確認・検温・個人防護具着用の上で限られた時間内での面会が可能となる。
- NFL, MLB, NBA, NHL といったメジャースポーツについて、無観客で試合を再開することを奨励する。これによりファンが自宅で試合を見ることになり州民の自宅待機にもつながる。
- メモリアルデーは重要な祭日であるので、10人以下での実施を条件に追悼行事の開催を認める。これはCDCのガイドラインに沿ったものであるが、地域によっては人々が集まることに懸念を有することもあるので、最終決定は地元政府に委ね州はその決定を尊重する。なお、「車だけで参加するパレード (Vehicle Parade)」は適切であり奨励される。
- 企業が従業員を解雇して経営を再編する場合には、国民の税金を原資とした補助金を受け取らない「The Americans First Law」の重要性を改めて強調したい。また、連邦政府は病院、警察、消防、教師、フードバンク等を守るために州と地方政府を支援すべき。優先順位を間違えるべきでなく、連邦上院には連邦下院が採択した3兆ドルの新型コロナウイルス対策案を早急に採択して成立させることを求める。
- ワクチンの早期開発を期待するが、食品医薬品局 (FDA) はワクチンを即座かつ広範囲に普及させるために、ワクチンを開発した製薬会社に対して当該ワクチンの権利を放棄させるべきである。ワクチンが入手困難となり富裕層や特権階級のみが入手可能となることは認められない。今次パンデミックは公衆衛生の危機であり国家の安全への脅威である。連邦政府はそのための詳細な規則を今策定すべき。

(注) 面会のパイロット・プログラムに参加する州内16病院は以下のとおりです。

*ナッソー郡:

(1)Northwell-Plainview Hospital

*サフォーク郡:

(2)Northwell-Huntington Hospital

*マンハッタン：

- (3)Northwell-Lenox Hill Hospital
- (4)New York Presbyterian - Lower Manhattan
- (5)NYU Langone Orthopedic Hospital
- (6)Mount Sinai Hospital

*ブロンクス：

- (7)Jacobi Medical Center
- (8)Montefiore- Henry and Lucy Moses

*ブルックリン：

- (9)Coney Island Hospital
- (10)Maimonides Medical Center

*クイーンズ：

- (11)Mount Sinai Queens

*エリー郡：

- (12)Roswell Park Cancer Institute

*オノンダガ郡：

- (13)St. Joseph' s Hospital Health Center

*ウエストチェスター郡：

- (14)Westchester Medical Center

*オツェゴ郡：

- (15)Bassett Medical Center

*オルバニー郡：

- (16) Albany Medical Center

◎ (NY州) 経済社会活動再開に関する情報

- 州内10地域における7基準の充足状況 (本5月19日18時時点)

<https://forward.ny.gov/regional-monitoring-dashboard>

*7基準全てを満たしている6地域

- (1)セントラルNY
- (2)フィンガーレイクス
- (3)モホークバレー
- (4)ノースカントリー
- (5)サザンティア
- (6)ウエスタンNY

*6つの基準を満たしている1地域

- (7)キャピタルリージョン

*5つの基準を満たしている2地域

(8) ロングアイランド

(9) ミッドハドソン

*4つの基準を満たしている1地域

(10) NY市

- 基準を全て満たした地域での再開に向けた事業別ガイドライン

<https://forward.ny.gov/industries-reopening-phase>

- 基準を満たしていない地域へ有効となっている NY State on PAUSE 政策

<https://coronavirus.health.ny.gov/new-york-state-pause>

- 上記情報の概要を当館 HP にも掲載しておりますので併せてご利用ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ (5月19日)

- 現在遠隔授業を実施しているが、生徒が無事に課程を修了することが重要である。今年の学年は6月26日が最終日となるが、約17万7千人の生徒を対象に夏季講習 (Summer Learning) を行う (詳細は別掲)。また、バーチャルフィールドトリップなどを実施する。

- デジタル格差を解消するために、インターネットに接続可能な機器を配布している。29万7千件の申し込みに対して、現時点で28万9千件を配布した。

◎ (NY市) 夏期講習の時期及び内容

・本5月19日に発表された夏期講習の概要は以下のとおりです。

- 実施時期

*3年生から8年生：7月13日から8月18日

*9年生から12年生：7月13日から8月21日

*支援を必要とする生徒：7月1日から8月13日

- 実施内容

*3年生から8年生：完全遠隔授業、週4日、数学と英語 (生放送又は録画放送)

*9年生から12年生：週5日、1日最大5時間まで、不可となった科目を実施

*支援を必要とする生徒：週5日、1日最大5.5時間の個別プログラムを実施

◎ (NJ州) マーフィー知事のメッセージ (5月19日)

- 経済活動再開に関連し、明日20日6時から、車やバイクのディーラーショップ及び自転車屋が直接、顧客と会う形での商品の販売再開を認める行政命令を発出する。

- 検査体制を拡充するため、NJ州消費者局は、ライセンス所持の薬剤師がUSFDA承認のウイルス検査を行うことを認可した。また今月末までに州内の最低50箇所のCVSにおいて、ウイルス検査 (スワブテスト) を受けられるようになる予定。

(参考) 州政府プレスリリース

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200519a.shtml>

◎ (PA州) ウォルフ知事のメッセージ (5月19日)

- 本5月19日、州全域での不動産の対面営業の再開を本日から認める行政命令を発出した。再開するためには、従業員と公衆の安全と健康を確保するために、州策定のガイダンスを遵守する必要がある。

(参考) ガイダンス

<https://www.governor.pa.gov/wp-content/uploads/2020/05/20200519-Real-Estate-Guidance.pdf>

- レストランやバーにおいて持ち帰り用にカクテル類を販売することを一時的に認める法案が州議会において可決されたことを受け、今後署名する予定 (その後、本19日、知事による署名がなされました)。

◎ (WV州) ジャスティス知事のメッセージ (5月19日)

- 本19日、先週から発表していた5月21日 (木) より、限定的な形でレストラン (屋内の飲食)、大型店舗、屋内のモール、屋外レクリエーション用具のレンタル等の再開を認める行政命令を発出する。

- 本19日、5月21日 (木) より、WV州外からの訪問者へ14日間自主隔離することを求めた行政命令を解除する内容の行政命令を発出する。

- 5月26日 (木) から再開を予定している、バー (屋外及び屋内。50%の収容率まで)、ミュージアム、動物園に関し、安全確保の仕方や再開のための条件等をまとめたガイドラインをHP上で公表したので、確認してほしい。

*バー :

<https://governor.wv.gov/Documents/Covid%20Week%205/2020.05.19%20Restaurants%20and%20Bars%20Guidelines.pdf>

*ミュージアム及びビジターセンター :

https://governor.wv.gov/Documents/Covid%20Week%205/2020.05.19%20Museum%20Guidelines_NEW.pdf

*動物園 :

https://governor.wv.gov/Documents/Covid%20Week%205/2020.05.19%20Zoo%20Reopening%20Guidelines_NEW.pdf

(DE 州) カーニー知事のメッセージ (5月20日)

- デラウェア州はデータと科学に基づき、公衆衛生の専門家の意見を聞きながら、経済再開のタイミングについて検討を続けていく。
- 総入院者数は減少傾向、感染流行地のサセックス郡の入院者も減少傾向にある。
- 新規入院者数も非常に少なくなっており、2週間前に90名程度がここ数日10名程度で推移している。
- 陽性率も過去20%だったものが10%程度まで下がっている。新規陽性者数も、検査強化にもかかわらず減少傾向にある。また、PPEの準備状況にも余裕があり、検査も強化しており、陽性者の追跡調査要員も補強しつつある。
 - ・すでに5月8日からピックアップ方式等での小売業の営業開始を認めているが、明日5月20日(水)午前8時から、すべての小売業の予約制による営業(30分に2予約まで)を認める。もちろん店内では厳格な距離措置を取る必要がある。また、6月1日(月)からの経済再開第一段階に関し、レストランなどの飲食店に屋外席の設置を認めることとする。屋外席設置の申請は5月22日(金)から受け付ける。厳格な衛生措置を取りながらも、従来どおりの顧客数を確保できるように配慮したものである。
- ビーチについては5月22日(金)午後5時から開放するが、リホボスビーチ市長からは、現在でも州民自らが意識高く、ビーチの遊歩道ではマスク等を着用し、距離についても確保されていると聞いている。これらは要請ではなく推奨であるのに、州民自らが守っていることはすばらしい。22日(金)からのビーチ開放については、より制限を少なくすることを考えている。ただし、州外の訪問者については、14日間の自主検疫を終えてからビーチに入ってほしい。
- (ラテイ保健局長より)当初心配していた医療システムの機能崩壊のおそれが少なくなっていることから、PPE(個人防護具)の備えが2週間ある病院は、緊急でない手術等を再開してよいことにする。また、これに伴い、子どもの予防接種、新生児ケア、かかりつけ医への診療、健康チェック等についても再開できることとする。ただし、オンライン診療は引き続き推奨される。
- (デステファノ中小企業局長より)レストランや小売業の店舗に対し、州政府のコロナウイルス対策措置のチェックリストを満たしている店舗には、その旨がわかるようなステッカーを配布する予定。これにより、顧客は州の推奨する衛生措置を取っている店舗が容易に見分けられることになる。
- 小売業の予約制による営業開始、レストランの屋外席設置については以下のウェブサイトの詳細をご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/05/19/governor-carney-announces-additional-interim-steps-for-retail-restaurant-businesses-to-expand-operations/>

◎ビジネス関連情報

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染者数等に関する情報】

5月19日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 352,845名(351,371名)、死者数 22,843名(22,729名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 193,821名(193,230名)、死者数 14,782名(14,725名)

NY市の内訳

クイーンズ区： 59,508名(59,324名)

ブルックリン区： 52,681名(52,485名)

ブロンクス区： 43,270名(43,158名)

マンハッタン区： 25,293名(25,216名)

スタテン島区： 13,069名(13,047名)

ナッソー郡： 39,295名(39,225名)、死者数 2,541名(2,530名)

サフォーク郡： 38,327名(38,224名)、死者数 1,822名(1,804名)

ウエストチェスター郡： 32,402名(32,224名)、死者数 1,424名(1,419名)

ロックランド郡： 12,798名(12,777名)、死者数 445名(442名)

○ニュージャージー州：感染者数 149,013名(148,039名)、死者数 10,586名(10,435名)

○ペンシルベニア州：感染者数 63,666名(63,056名)、死者数 4,624名(4,505名)

○デラウェア州：感染者数 8,037名(7,869名)、死者数 304名(297名)

○ウエストバージニア州：感染者数 1,509名(1,502名)、死者数 68名(68名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 14,522名(14,436名)、死者数 1,160名(1,153名)

○プエルトリコ：感染者数 2,805名（ 2,710名），死者数
124名（ 124名）

○バージン諸島：感染者数 69名（ 69名），死者数
6名（ 6名）

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは，完全予約制を導入し，付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また，一部の病院では電話診察，オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし，当地の医療事情については，日々状況が変化しますので，皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして，ご確認くださいようお願いします。

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承ください）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後，（212）888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
